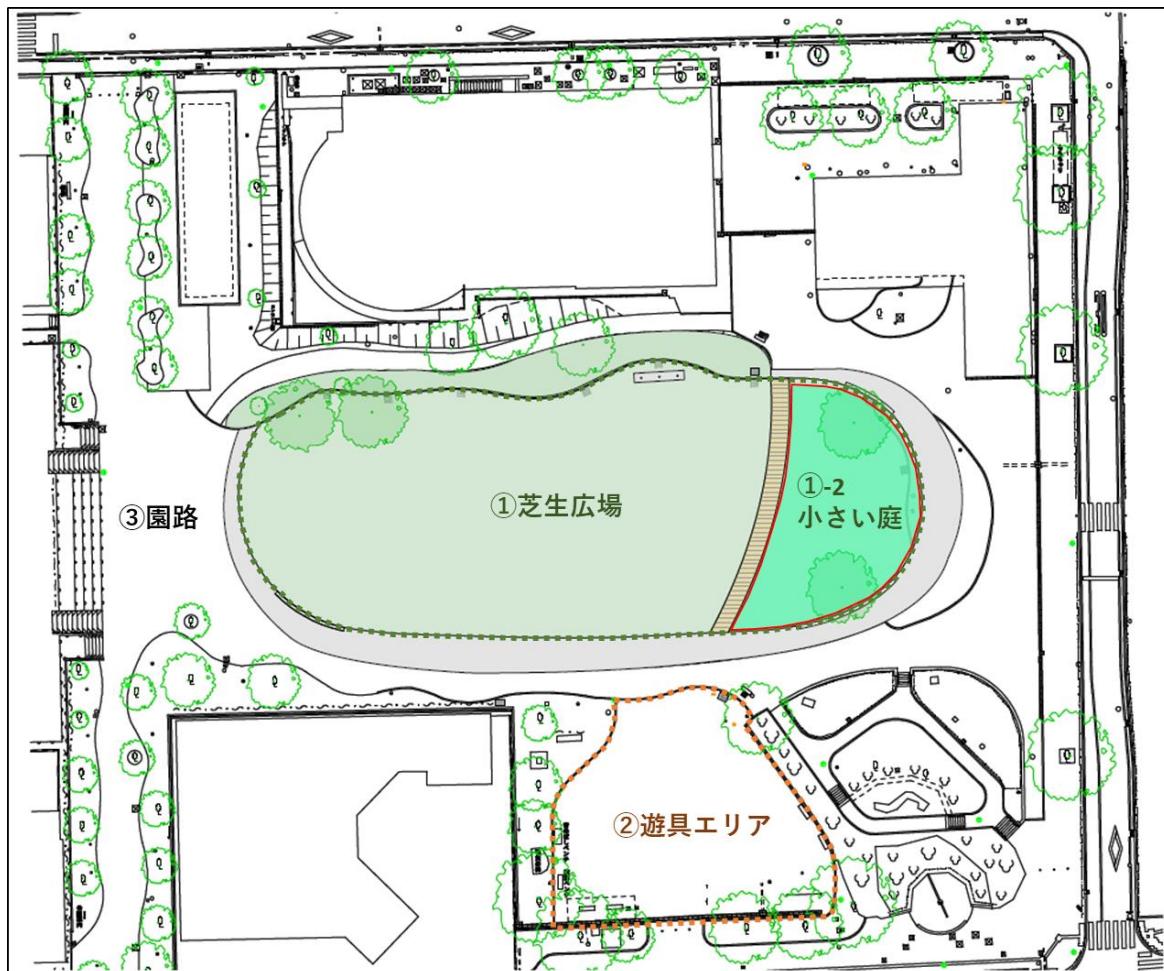


下石井公園の利用上の注意点について

1. 下石井公園のエリア



- ①芝生広場 : 公園中央の芝生を張っているエリア
- ①-2 小さい庭 : ①芝生広場の内、枕木より東のエリア
- ②遊具エリア : 公園南側の遊具のあるエリア
- ③園路 : ①②以外の園路部分

2. 下石井公園内で可能な行為及び条件（自由利用）

下石井公園を利用する場合、以下の行為等はできません。ただし、イベント利用（公園内行為許可申請書もしくは公園使用届を提出）の場合は、この限りではありません。イベント利用時は「**3. イベント等での利用について**」をご覧ください。

- 他の利用者が危険と感じる行為
- 他の利用者の通行や公園利用の支障となる行為
- 他の利用者や近隣住民等の迷惑となる行為
- 商売等、業としての使用
- 芝生及びスプリンクラー（水道管）、その他公園施設等を損傷する恐れのある行為

表一1 【参考】下石井公園で可能な行為の具体例（自由利用）

種別	行為	具体例	エリア			条件・備考
			①芝生	①-2庭	②遊具③園路	
滞在	飲食		○	○	○	ゴミは必ずお持ち帰りください。
	レジャーシートの使用		○	○	○	・芝生に優しい通気性のよい「ござ」や布製のものが望ましい。 ・利用者の支障となる場所には置かない。
	ポップアップテントの使用		○	○	○	
	ペットとの利用	犬の散歩	×	○★	○	リード必須。★芝生広場の内、「小さい庭」のみ、実験的にペットの進入を可能とします。芝生広場で糞尿をさせない等、マナーを守ってご利用下さい。マナーを守れない等、状況によっては、不可となります。
	宿泊	キャンプ	×	×	×	
スポーツ	球技	サッカー、野球等	×	×	×	※幼児のゴムボール等危険でないものは可。
	体操	ヨガ、太極拳等	○	○	○	芝生広場の一部分を使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可） 業としての使用は不可。
	アーバンスポーツ	スケボー、BMX等	×	×	×	
パフォーマンス	ダンスの練習		○	○	○	芝生広場の一部分の使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可）
	楽器の練習		○	○	○	周辺の迷惑にならない音量の小さいもので、他の利用者の支障とならない場所のみ可。
	その他パフォーマンス	大道芸、アート等	○	○	○	芝生広場の一部分を使用、もしくは他の利用者の支障とならない場所のみ可。（広範囲を使用する場合は不可） 業としての使用は不可。
車両	車・バイクの進入		×	×	×	※車椅子やベビーカーは可。
	自転車		×	×	×	
	キックボード		×	×	×	
火気	喫煙		×	×	×	
	火器の使用	コンロ、焚火、花火等	×	×	×	
営業	販売、勧誘、広告の設置		×	×	×	※市の事業として実施しているものは除く。
その他	ドローンの使用		×	×	×	
	募金		×	×	×	許可が必要です。
	撮影		○	○	○	業として、写真や動画を撮影する場合は許可が必要です。

*○：条件により可能 ×：不可

*①芝生：芝生広場 ①-2庭：小さい庭 ②遊具：遊具エリア ③園路：園路

※ 表一1に記載の無い行為は、個別判断となります。禁止行為に該当していないか、また内容の近い行為の可否と比較するなど総合的に判断します。

3. イベント等での利用について

① 手続きが必要な行為

下石井公園をイベント等で利用する場合は、許可や届け出が必要になります。イベント等で利用する場合は、管理者に相談の上、必要な手続きを行ってください。

表一2 手続きが必要な行為（例）

	行為	具体例	必要な手続き
A	・物品販売や集会といったイベント	飲食イベント、販売・営業行為を伴うイベント、音響設備を設置する音楽イベント、集会等	・公園内行為許可申請 <u>※申請を出す前に庭園都市推進課との協議が 必要</u>
B	・業としての撮影 ・募金	婚礼関係の撮影、撮影会、募金活動	・公園内行為許可申請
C	・地域住民（町内会等）が使用する場合		・公園使用届 <u>※地域の町内会や保育園等を想定。個人や企業は不可</u>

② 車両の進入について

公園内は、原則、車両の進入は禁止ですが、イベント等に必要な資材の搬出入の際に限り、可能とします。車両の進入にあたっては、以下の項目を厳守してください。

- 誘導員を配置し、公園内は徐行してください。
- 資材の搬出入が完了したら速やかに撤退し、公園内に長時間車両を駐車しないでください。
- 芝生広場内への車両の進入は禁止です。芝生広場を通行しないと設営ができないやむを得ない場合に限り、樹脂パネル等で養生した上、4t車以下の車両の通行を可能とします。

③ 芝生広場を使用する際の注意点

下石井公園の魅力と賑わいを持続的に創出するため、芝生を適切に管理しています。イベント等で下石井公園を使用する際は、芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷等しないよう十分に注意してください。なお、損傷した場合は、修復をお願いします。

【参考】芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷する恐れのある行為

- 火器の使用や熱により、芝生が燃えたり枯れる恐れがあります。
- 長時間、芝生の上に物を置くと、変色したり枯れる恐れがあります。（日照不足、蒸れ）
- 車両等の進入により轍ができると、変色したり枯れる恐れがあります。
- 長いペグ等を打ち込むことで、スプリンクラーや水道管が破損する恐れがあります。

上記、「芝生及びスプリンクラー（水道管）を損傷する恐れのある行為」を十分理解した上で、以

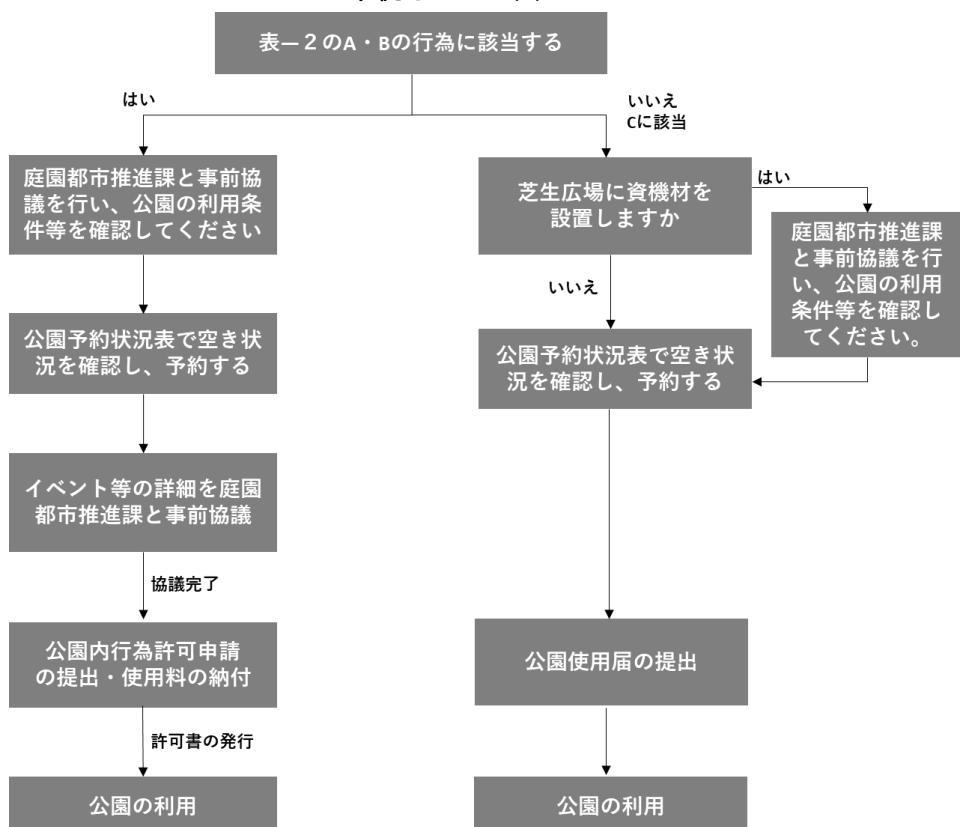
以下の項目を厳守してください。

- 芝生広場内の調理行為は禁止です。調理行為を行う場合は、透水性舗装の園路部分を避け、インターロッキングブロック上にテントを設置するとともに、油や水が浸透しないシート材等を床面に敷いてください。
- 重量物（ステージやテントのウェイト等）は芝生広場に設置せずに、園路部分を使用してください。
- 長時間（5日以上）の設置が想定されるテント等は芝生広場に設置せずに、園路部分を使用してください。
- 芝生広場にテント等を設置する場合は、ペグもしくは、土嚢袋をテントにつるすなど、芝生面に接しない方法で固定してください。なお、地中にスプリンクラーや水道管が埋設してあるため、30cm以上のペグの使用や打ち込み場所には十分注意をしてください。
- 芝生広場を2日以上利用する場合は、芝が蒸れるような荷物や敷物等を置きっぱなしにせずに、夜間等の利用していない時間帯は毎日片づけるようにしてください。
- 調理で使用した排水等を芝生広場に流さないでください。※公園内水道への排水も不可

④ その他

- イベント等で下石井公園を使用した際は、使用後に必ず公園全体の清掃活動をおこなってください。
- 夜間にスプリンクラーが作動するので、2日間以上使用する場合は、必ず管理者と協議をしてください。時期によっては、スプリンクラーを止める場合、別途、手撒きで水やりをお願いする場合があります。

手続きフロー図



※今後の公園の利用状況等を確認した上で、ルールを変更する可能性があります。